船橋市教育委員会会議3月定例会会議録

1. 日 時 平成26年3月28日(金) 開 会 午後2時00分 閉 会 午後4時17分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 委 員 長 山 本 雅 章 委員長職務代理者 石 坂 展代 委 員 鎌田 元 弘 委 員 好 造 篠田 教 長 松本 文 化 育

4. 出席職員教育次長松 田 重 人管理部長石 井 雅 雄学校教育部長藤 澤 一 博生涯学習部長瀬 上 きよ子

管理部参事兼教育総務課長
学校教育部参事兼学務課長
生涯学習部参事兼社会教育課長
財務課長
廣瀬清美

総合教育センター所長鈴木 正 伸文化課長武 藤 三恵子

青少年課長 中村 義雄

生涯スポーツ課長 石井 義男

市民文化ホール・市民文化創造館長 田久保 里 美

指導課主幹兼補佐 大村 尚

施設課長補佐 三 山 浩 高

保健体育課長補佐 寺 田 政 則

窪 田

勝秀

視聴覚センター所長代理 三上 邦義

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

指導課副主幹

第2 議決事項

- 議案第19号 船橋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第20号 船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について
- 議案第21号 船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則につい て
- 議案第22号 船橋市立高等学校及び特別支援学校職員の人事評価に関する規則の制 定について
- 議案第23号 船橋市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について
- 議案第24号 船橋市社会教育バスの使用に関する規則の一部を改正する規則につい て
- 議案第25号 船橋市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第26号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

第3 臨時代理報告

- 報告第1号 職員の任免について
- 報告第2号 職員の任免について
- 報告第3号 県費負担教職員の任免に関する内申について

第4 報告事項

- (1) 船橋の教育(教育振興基本計画)の後期計画(案)について
- (2) 暗唱のすすめについて
- (3) スクールカウンセラーの志願状況について
- (4) 平成25年度船橋市立小・中・特別支援・高等学校におけるインフルエンザ 様疾患及び、感染性胃腸炎発生状況について
- (5) 葛飾小学校通学路の信号機設置について
- (6) 第49回教育研究論文について
- (7) 第二次船橋市子供の読書活動推進計画について
- (8) 平成26年度事業について
- (9) その他

6. 議事の内容

【委員長】

それでは、ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

2月14日に開催しました教育委員会会議2月定例会の会議録をコピーしてお手元に お配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第26号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号に該当しますので、非公開としたいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。はじめに、議案第19号について教育総務課、説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

議案第19号「船橋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料は別冊の2でございます。別冊2の1ページからでございます。

教育委員会における公文書の保存年限につきましては、船橋市教育委員会文書管理規則別表、公文書の保存期間の基準に定める公文書の類型ごとの保存期間に従い保存しております。このたびの改正は、保存期間の一部を改正することにより文書管理事務の円滑化を図るものです。

別冊2の資料3ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正点としましては、まず1点、別表の公文書の保存期間の基準、1、各課等に共通する基準の表、右側の旧の保存期間50年の項中、「50年」を「長期」に、「50年間」を「長期間」に改め、同様に同表1年の項中、「50年保存」とあるのを「長期保存」に改めます。

運用といたしましては、保存期間が長期に分類された文書につきましては、保存後20年が経過した時点でその後も引き続き保存する必要があるのかを検討し、必要がなければ廃棄することとなります。

2点目としましては、同表、左側の新のほうでございます。「1年未満 1年間の保存が必要ないと考えられるもの」の1項を追加いたします。運用といたしましては、保存期間が1年未満に分類された文書につきましては、その文書の属する年度末に保存期

間が満了することとなります。

なお、市長事務部局が所管する船橋市文書管理規則につきましても同様の改正を行い、 平成26年4月1日施行であることを申し添えます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【篠田委員】

20年ごとに見直すという形になるんですか。

【教育総務課長】

20年を経過した時点で長期というものについては見直すので、また翌年長期とした ものについて、その都度、毎年その期間が来るごと、20年たつごとにそのときの文書 を見直すと、そういうことになります。

【委員長】

「50年保存から3年保存まで」って、普通、3年保存から50年保存って、「から」「まで」は逆じゃないですか。

【教育総務課長】

別表のほうのつくりが上から、年限の長いものから下に向けて短いものとなっておりますので、この1年のところがそのような表現になっております。

【委員長】

わかりました。そのほかよろしいですか。

それでは、議案第19号「船橋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第19号については原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第20号について、教育総務課、説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

議案第20号「船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

資料は同じく別冊2の5ページからでございます。

教育委員会が作成する公文書には、船橋市教育委員会文書管理規程別表に定める文書記号、番号及び日付を付することとされておりますが、船橋市教育委員会組織規則第9条の2に基づき設置される事業所である埋蔵文化財調査事務所及び体育施設管理事務所については、独自の文書記号及び番号を付さず、その所属である文化課及び生涯スポーツ課の文書記号及び番号を現在付しております。このたびこれら埋蔵文化財調査事務所及び体育施設管理事務所にも独自の文書記号及び番号を付すよう、文書管理システムを変更するとともに、規定の整備を図るものでございます。

資料の7ページをご覧ください。新旧対照表でございます。

船橋市教育委員会文書管理規程別表、課名の欄中、「生涯スポーツ課」と「総合教育センター」の間に「埋蔵文化財調査事務所」及び「体育施設管理事務所」を加え、同表、文書記号の欄中、「教ス」と「教セ」の間に「教埋文」及び「教体施」を加えます。

なお、市長事務部局が所管する船橋市文書管理規程につきましても、課に所属する事業所につきましては同様の改正を行い、平成26年4月1日施行であることを申し添えます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第20号「船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第20号については原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第21号について、学務課、説明をお願いいたします。

【学務課長】

本冊の1ページをお願いします。

それでは、議案第21号「船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規

則について」ご説明いたします。

このたびの規則につきましては、船橋市財務規則の廃止等に伴い、船橋市立小学校及 び中学校管理規則等の一部を改正する必要がありますので、本日の教育委員会会議定例 会におきましてご審査をお願いするものでございます。

それでは、3ページから5ページの新旧対照表をご覧ください。

平成26年4月1日より船橋市財務規則が廃止され、それにかわるものとしまして船橋市予算会計規則、船橋市契約規則、船橋市公有財産規則、船橋市物品管理規則の4つの規則が制定される予定です。これに伴いまして、条文中の船橋市財務規則という表記がある船橋市立小学校及び中学校管理規則第46条、船橋市立高等学校管理規則の69条及び船橋市立特別支援学校管理規則第69条の内容を改める必要がございます。

具体的には、「船橋市財務規則」という文言を「船橋市予算会計規則」「船橋市契約規則」「船橋市公有財産規則」「船橋市物品管理規則」に置きかえるというものでございます。

なお、船橋市予算会計規則等の規則番号につきましては、現時点では未定のため空白 となっております。3月中には確定しますので、番号を補充して公布したいと思ってお ります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【石坂委員長職務代理】

船橋市予算会計規則(平成26年船橋市規則第 号)、次も船橋市契約規則(平成26年船橋市規則第 号)ということで、この括弧の中はみんな船橋市規則第 号という、こういう名称というんですか、規則名は4種類になりますけれども、括弧の中は1つの言い方でここは大丈夫なんですね。

【学務課長】

その点について再度説明させていただきます。

その規則番号につきましては、現時点で未定のため空白となっておりますので、3月中に確定をいたします。同時進行でこの規則改正が行われている関係で、現時点では空白になっております。今月中に確定して、番号を補充して公布したいと考えております。以上です。

【石坂委員長職務代理】

例えば、船橋市予算会計規則だとしたら、予規則第何号とか、次の船橋市契約規則だ

ったら契規則第何号とか、括弧の中の「船橋市規則」という部分はどれも同じで大丈夫 ですかという確認です。

【学務課長】

新旧対照表の旧のところにも、例えば「(昭和56年船橋市規則第4号)の定めると ころによる。」とかです。このようになります。その番号が変わるというところでござ います。

【教育総務課長】

補足して説明いたします。

市の規則については、もちろん市長の定める規則、教育委員会の定める規則等ございます。規則を制定しますと、その規則が何年の何番目に制定された規則かということがわかるようにこのような表記をいたします。ですから、その年に初めて制定された船橋市の規則であれば、例えば今年であれば平成26年船橋市規則第1号、教育委員会のはじめの規則であれば平成26年船橋市教育委員会規則第1号といったように、わかりやすい連番を振るんですね。この括弧内はそういった意味でございます。

【石坂委員長職務代理】

もう規則で一括しているということですね。

【教育長】

何年の何号によってこの規則がありますよということですよね。

【石坂委員長職務代理】

何号の話ではなくて名称の。

【教育長】

船橋市何々規則は、平成何年船橋市規則第何号ですよ、ということなんですよね。

【学務課長】

はい、そのとおりでございます。

【委員長】

よろしいですか、石坂委員。

【石坂委員長職務代理】

はい。

【委員長】

それでは、ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問、そのほかございますでしょうか。

それでは、議案第21号「船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第21号については原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第22号について、学務課、説明をお願いいたします。

【学務課長】

別冊2の9ページをお願いします。それでは、議案第22号「船橋市立高等学校及び 特別支援学校職員の人事評価に関する規則の制定について」ご説明いたします。

このたびの規則につきましては、千葉県教育委員会が平成23年4月1日より千葉県立学校職員の人事評価に関する規則を施行したことに伴い、それに準じて新たな人事評価を行うため、所要の定めをする必要がありますので、本日の教育委員会会議定例会議におきましてご審議をお願いするものであります。

それでは、資料でございますが、これまで船橋市立高等学校及び特別支援学校職員の 勤務成績の評定に関する規則において、人事評価を行ってきましたが、評定の形骸化が 課題となっておりました。

職員の勤務成績の評定は、地方公務員法の規定によりまして任命権者が定期的に行い、 その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされており、教職員個人の業績 を評価する制度を構築することは教育委員会の重要な責務であると考えております。

船橋市立高等学校及び特別支援学校職員の人事評価に関する規則は、13条で構成されております。規則の第2条では、人事評価の目的を公正な人事管理に資するとともに、職員が職務上の課題を認識して職務に主体的に取り組み、評価者がその職務遂行の状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の能力開発及び人材の育成を図り、もって学校の組織の活性化に資することを目的とするとしてまとめており、第4条におきましては人事評価の種類を目標申告と業績評価と指定しております。

第7条5項をご覧ください。従来の勤務評定と比較しまして、新しい人事評価制度は、 評価者と職員が面談を実施するため、相互のコミュニケーションの円滑が図れるととも に、評価者が職員の職務遂行の状況を具体的に把握し、それを職員に指導・助言の形で フィードバックするため、より教職員の能力開発や人材育成に効果があると考えており ます。

そこで、本議案は千葉県教育委員会が千葉県立学校職員の人事評価に関する規則を平成23年4月1日より施行したことに伴いまして、船橋市では平成23年度より3年間の試行期間を行いまして、規則の課題や改善について検討してきた結果、千葉県教育委員会の規則に準じて人事評価を実施することが妥当であるとの判断をし、船橋市立高等学校及び特別支援学校職員の人事評価を平成26年度から実施するに当たりまして、新たな教育委員会規則を制定しようとするものでございます。

また、あわせて従来の勤務評定に係る規則を廃止しようとするものがございます。また、勤務評定に係る規則の廃止につきましては、新規則の附則の2で規定してあります。 なお、新規則の施行期日につきましては、平成26年4月1日としております。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

【鎌田委員】

試行期間を設けたということなんですが、そもそもなぜ試行期間を設ける必要に至ったのかという背景がわかったら教えてください。

【学務課長】

その評価方法につきまして、学校といろいろ協議をしたり、こういうことが改善されたほうがいいというような、その実態を踏まえながら協議をした結果でございます。 以上です。

【鎌田委員】

そうすると、やっぱり県の職員と船橋市の職員というのは、どこか職務内容が違うかもしれないと。そうすると、その評価も違ってくるかもしれないという前提で試行をしたということの理解でよろしいでしょうか。

【学務課長】

県の評価基準が当然土台になっておりますけれども、それについて市立船橋高校の特色等、職員の状況等も踏まえながら、中身の精査・改善をしてきたところ、やはり県に準じた形が最も望ましい、そのような判断でございます。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。そのほか何かございますか。

2つほどお聞きしたいんですけれども、特別支援学校の職員は県費負担の教員がほと んどじゃないんですか。

【学務課長】

さようでございます。

【委員長】

普通の小中学校にも市職の方もいますよね。これは市船はわかるんですけれども、あ えて特別支援学校職員としたのはどういう意味がありますか。

【学務課長】

市立特別支援学校の職員に対してでございます。

【委員長】

船橋市立だけれども、でも県費負担教諭がほとんどじゃないですか。

【教育長】

そうですね。県費負担教諭がほとんどなんですけれども。

【学務課長】

県費負担教諭がほとんどでございます。

【委員長】

今の普通の小中学校も県費負担教諭がほとんどで、市職はちょびっといますよね。

【教育長】

はい、いますけどね。

【委員長】

何でこの2つだけが。言っている意味わかりますか。あえて何でこれ特別支援学校だけが入っているのか。市船はわかるんですけれども。

【教育長】

公立の教員はやっているんでしょう。市費負担職員の教育職員の人事評価でしょう。

【委員長】

例えば、特別支援学校はみんな市費負担教員だというんであれば。

【教育長】

いやいや、市負担教員じゃないんだけれども、市負担教員もいるんでしょう。

【学務課長】

教諭以外に実習助手とか市費負担の職員がいますので。

【委員長】

いますよね。だけども、普通の学校だって市負担の職員がいるって。この前、ちょっと私、何か別の質問をしたんですけれども。

【学務課長】

例えば市内の小学校、中学校で、その評価の対象は県費負担教職員になっております、 小中学校につきましては。

【教育長】

じゃ、市立特別支援学校の誰がこれに該当するの。実習助手?

【学務課長】

実習助手。

【委員長】

それと同じ立場の人は、じゃ普通の小中学校ではいないということ。

【教育長】

そうですね。いないですね。実習助手なんていうのはいないです。高校だけですから。

【学校教育部長】

公立の小中学校には県費の教職員、教員ということになると県費しかおりません。教 論という形にはなりません。ここで規定しているのは、市立特別支援学校の実習助手と いうのがおりますので、これが今までの人事評価の中から漏れますので、これをあえて 入れるということで対応したものでございます。

【委員長】

ああ、それならわかる。それとあと、市船に一般の中学校から行かれている先生いらっしゃる、その人が県費負担なんですか。

【教育長】

いやいや。その人も市船に行っていれば市費負担なんです。

【委員長】

ああそうですか。それならわかります。

【教育長】

もう市の職員になっている。

【委員長】

あともう一つ。人事評価とか、これ一般企業だと例えばそれに対しての対価といいますか、将来に反映するとか、ボーナスに反映するとか、いろいろあるんだと思うんですけれども、公務員の方々はそういうことない。これはそうすると具体的に高評価を受けた先生方というのはどういうメリットがあるんですか。

【学務課長】

高い評価を受けたから、それが例えば給与に反映するとか、そういうような制度にはなっておりません。目的にありましたように、その教職員の能力開発と人材育成、それをもとに学校が活性化され、地域から信頼を得ると。そういうようなところでの評価制度でございます。

【委員長】

そのほかよろしいですか。

それでは、議案第22号「船橋市立高等学校及び特別支援学校職員の人事評価に関する規則の制定について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第22号については原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第23号について、社会教育課、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】

それでは、議案第23号「船橋市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について」ご説明いたします。資料は本冊の7ページから13ページになります。

本規則の改正につきましては、消費税法の一部改正に伴いまして、使用料等に消費税相当額を加算するため、第1条の船橋市公民館条例施行規則と第2条の船橋市少年自然の家条例施行規則、第3条の船橋市プラネタリウム館条例施行規則のそれぞれの施行規則について所要の改正を行うものでございます。

はじめに、第1条の船橋市公民館条例施行規則の改正の内容でございますが、9ページから11ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

別表第2の(1)公民館の講堂用放送設備から(2)講堂用音響設備など、11ページの(8)陶芸用設備までの各設備の使用料につきまして、記載のとおりそれぞれ消費税率5%から8%に改正するものでございます。こちらにつきましては、内税方式の表示となっております。

次に、第2条の船橋市少年自然の家条例施行規則の一部改正の内容でございますが、 12ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第8条の食費に関する規定中、1人当たりの朝食、昼食、夕食の算定した表に示された額に、100分の5を乗じて得た額を100分の8を乗じて得た額にこれは改めます。こちらにつきましては外税方式の表示となっておりますので、このような改正になります。

次に、第3条の船橋市プラネタリウム館条例施行規則の一部改正の内容でございますが、13ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第1号様式のプラネタリウム観覧券でございますが、旧規則の第1号様式(その1)は、こちらは消費税相当額を含む金額の観覧券となっております。また、(その2)につきましては、こちらは団体子供料金の150円の観覧券でございまして、これに消費税率5%を掛けても10円未満の端数切り捨てのため150円のままになることから、こちらの券は消費税の記載のない観覧券でございました。今回、8%の消費税率になることから、150円の場合も消費税率を含めると160円になるので、こちらにつきましては実態に合わせて、消費税相当額を含む1種類の観覧券に統一するものでございます。

なお、第1条から第3条ともに施行年月日につきましては平成26年4月1日といた します。

なお、第1条並びに第2条につきましては、経過措置といたしまして、改正後の船橋 市公民館条例施行規則並びに船橋市少年自然の家条例施行規則の規定は、施行日以後に 納付される使用料の額について適用しまして、施行日前に納付された使用料の額については従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

【篠田委員】

税金が本体と、それから総額表示、両方これいろいろあるんですけれども、別にこれを変えろというんじゃなくて、意見としてね。どちらかに統一したほうが消費者としては非常にわかりやすい。これは我々の仕事の面でもそうなんですけれども、百貨店やスーパーで、同じスーパー業界でも本体表示を大きくする、税込み表示を大きくするとかって、本当千差万別です、世の中では。そうなんですけれども、やっぱりでも一般の市民の方が使うときの料金なんで、もう少しどちらかに統一したほうがいいんじゃないかなという気がするし。

あともう一つは、税金がこれから8%からまた10%に上がるわけですけれども、どのぐらいの税金を納めているかというものが、やっぱり納める側も徴収する側も見えた形がいいと思うんです。その辺も考えて、これはこれで結構なんですけれども、そういうことも考えてやっぱりこれをつくっていくべきじゃないかなと。

一般の消費者としては、我々仕事の面でいきますと、百貨店は税額表示のほう、総額表示のほうを大きくしなさい、本体価格は小さくしなさい。スーパー業界でも本体表示だけをやっているところもあるし、総額表示をやっているところもある。非常に市民はわかりにくい状態になっていますので、これはちょっと関係ないかもしれませんけれども、でも考え方として一般の市民たちが、市の方がご利用なさるわけですから、その辺のところ税額がわかりやすくということと、どのぐらい納めているのか、どのぐらいまた徴収するほうも徴収しているかというのがわかるようにするのが必要なんじゃないかなと思います。意見です。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。要望といいますか、そういうことで聞いておいていただければと思います。そのほか何かございますか。

【石坂委員長職務代理】

すみません。10ページにある外国製ピアノはどちらの公民館に何台ぐらいあるんで

すか。

【社会教育課長】

たしか宮本公民館に1台、スタインウェイという結構有名なピアノがあって、公民館 でいえば宮本公民館だけでございます。

【石坂委員長職務代理】

確認ですけれども、使用されていますか。

【社会教育課長】

結構使用されています。逆にコンサートなんかでスタインウェイがあるということで、 演奏者がびっくりするというか、こんなのが置いてあるんですねと言って喜んで使って いるというのがあります。

【委員長】

ありがとうございました。そのほか何かご意見、ご質問ございますか。 それでは、議案第23号「船橋市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第23号については原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第24号について、社会教育課、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】

それでは、議案第24号「船橋市社会教育バスの使用に関する規則の一部を改正する 規則について」ご説明いたします。

資料は本冊の15ページから19ページになります。

本規則の改正につきましては、社会教育バスの使用時間の変更等に伴いまして所要の 改正をする必要があることから、当該規則の一部を改正するものです。

内容でございますが、17ページから19ページの新旧対照表をご覧ください。

はじめに、第4条の使用時間に関する規定中、「午前9時から午後5時まで」の使用時間を「午後6時まで」に改めます。これは社会教育バスの利用者から、午後5時までだと研修場所によっては往復だけで時間がかかってしまって、ゆっくり研修する時間が

持てないといった声が多く寄せられたことや、社会教育委員から社会教育バスの運行については、特に子供会など青少年団体の利用に当たっては柔軟な運用をしてほしいとの意見もあったことから、使用時間の延長をすることによって研修対象施設を県外にも広げて学習機会を拡充することで、市民サービスの向上を図るものとしたものでございます。

次に、第5条第1項の運休日に関する規定の第3号中、「翌年1月4日まで」を「翌年1月3日まで」に改めます。これは運転業務を委託したことで、4日のご用始めの日であってもバスの運行業務を行うことができることから、運休日を1月3日までとするものでございます。

次に、第6条の申請期間に関する規定中、「社会教育バスの使用申請は、」の次に、「原則として」の文言を加え、以下「使用しようとする日の2箇月前」を「2月前」に改め、以下「初日から」を「第1木曜日(船橋市の休日を定める条例(平成元年船橋市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は翌週の木曜日)から」に改めます。さらに、「使用しようとする日の7日前までとする。」を「使用しようとする日の1月前までとする。」に改めるものでございます。

こちらにつきましては、社会教育バスの使用抽せん会が原則として使用しようとする 日の2月前の日の属する月の第1木曜日に実施していることから、旧条例の使用しよう とする2カ月前の属する月の初日では実態に合わないことや、7日前までの申請受け付 けでは運転手との打ち合わせや事務処理が間に合わない場合があることから、改正する ものでございます。

次に、第8条第1項の乗車人員等に関する規定中、「50人以内」を削除します。これは現在、社会教育バスの乗車定員が53人であることから、実態に合わせることと、また今後乗車定員が変更となった場合でも対応できるものとしたものでございます。

次に、第12条の次に委任に関する規定として新たに第13条、「この規則の定める もののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。」という規定を新たに加えます。

最後に、19ページの第2号様式の研修計画中の研修時間の項の「9:00」と「4:30」については、別に使用時間を記載する欄があることから、これを削除します。

改正内容は以上でございます。なお、施行年月日につきましては平成26年4月1日 からといたします。

説明は以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【社会教育課長】

ただいま説明の中で、最後のところ、19ページの第2号様式の研修計画中の削除時間のところですが、「9:30」と言うべきところを「9:00」と言いましたので、訂正いたします。大変失礼いたしました。

【委員長】

何かご意見ございますか。

今、定員が53人までになったと言われたんですけれども、前は50人の定員だった。 そうしたら、これはやっぱり「30人以上53人」と書いたほうがいいんじゃないです か。そうしないと、60人とか70人来ちゃう。

【社会教育課長】

現在、社会教育バスは市が管理する運行業務を委託しているバスと、それから委託業務でバスを借り上げて運行しているバスもございまして、市が持っているバスについては53人なんですが、最近、業者が持っているバスは補助席をつくってないんですね。市のバスと合わせて業務委託をする場合ですと、この53人というのがありますと、もううちにはそんなバスがないので入札できない、参加できないという業者がふえてきていますので、今回それをあわせて外させていただいたというところでございます。

【委員長】

以内だから別にいいじゃない。

【社会教育課長】

そうですね。

【委員長】

文章見れば向こうわかるかもしれないですものね。わかりました。今の説明でわかりましたけれども。そのほか何かご意見、ご質問。よろしいですか。

それでは、議案第24号「船橋市社会教育バスの使用に関する規則の一部を改正する 規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第24号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第25号について、視聴覚センター、説明をお願いいたします。

【視聴覚センター副主幹】

議案の説明をさせていただきます。本冊の21ページをご覧ください。

議案第25号「船橋市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則について」 でございます。

施行規則の一部改正に関する内容ですが、平成26年第1回船橋市議会におきまして、 26年4月1日からの船橋市視聴覚センター条例の一部改正を議決していただいたとこ ろでございます。

条例改正の内容としては、消費税率の改正と、機器の整備として別表の「語学演習装置」を削るというものです。それに伴いまして、あわせて機器老朽化などのために貸し出しのできなくなっている設備の別表の部分を整理するものでございます。

それでは22ページ、新旧対照表をご覧ください。

施行規則、別表 設備2、総合演習室の(1)語学演習装置の表をすべて削ります。同じく別表 設備2、総合演習室の(2)情報処理演習装置中、(2)「情報処理演習装置」を、上の表が削除されましたので「情報処理演習装置」に改めます。 また、別表設備4 教材制作室の(4) O・H・P設備の表の中、「TP作成機」「カラーTP作成機」「トラペンアップ」の項を削るものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第25号「船橋市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則 について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第25号につきましては原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第26号について、文化課、説明をお願いいたします。

議案第26号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、文化課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、臨時代理の報告に入ります。

それでは、報告第1号について、教育総務課、報告をお願いいたします。

【教育総務課長】

報告第1号「職員の任免」についてご報告いたします。資料は別冊3でございます。 別冊3の1ページからでございます。

主幹以上の事務局職員及び教育機関の長の任免に当たっては、教育委員会会議において議決を得るものでございますが、代理日程等の関係で会議を招集するいとまがございませんでしたので、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定により教育長の臨時代理を行ったものでございます。

まず、1としまして平成26年3月31日付で定年退職する職員でございます。中村 義雄青少年課長を含め、合計4名でございます。

次に、2としまして平成26年3月31日付で早期退職する職員でございます。郷土 資料館主幹、高倉三千枝でございます。

次に、3としまして平成26年4月1日付で県費負担教職員として任用されるため、 平成26年3月31日付で退職する職員でございます。藤澤一博学校教育部長を含め、 合計7名でございます。

次に、4としまして平成26年4月1日付で昇任または配置がえする職員でございます。学校教育部参事(学務課長事務取扱)の古橋章光が学校教育部長へ、指導課長の松本淳が学校教育部参事(指導課長事務取扱)へ、総合教育センター主幹(総合教育センター副所長事務取扱)の赤熊一英が総合教育センター所長(総合教育センター教育支援室長兼務)へ、生涯学習部参事(中央図書館長事務取扱)の鈴木隆が同じく生涯学習部参事(青少年課長事務取扱及び青少年会館長事務取扱)へ。

めくっていただきまして、市民文化ホール館長(市民文化創造館長事務取扱)の田久 保里美が文化課長へ、坪井公民館長の塙和博が中央公民館長へ、海老が作公民館長の吉 野英子が東部公民館長へ、東部公民館長の清宮文彦が北図書館長へ、北図書館長の相川 健一が市民文化ホール館長(市民文化創造館長事務取扱)へ、一宮少年の家副主幹の高 見美樹が一宮少年の家所長へ、葛飾公民館主査の瀬山耕平が習志野台公民館長へ、教育 総務課主査の金子俊が新高根公民館長へ、習志野台公民館長の岩切雅弘が坪井公民館長 へ、以上13名が変更となります。

次に、5としまして平成26年4月1日付で市長事務部局等へ出向する職員でございます。管理部長の石井雅雄、文化課長の武藤三恵子の2名でございます。

次に、6としまして平成26年4月1日付で市長事務部局から転任する職員でございます。健康部参事(健康政策課長事務取扱)の金子公一郎が管理部長へ、国民年金課長の三浦政憲が中央図書館長へ、市民の声を聞く課主査の生田目和子が海老が作公民館長

へ、宅地課主査(宅地課指導係長事務取扱)の田中利明が八木が谷公民館長へ、4名の 転任でございます。

次に、7としまして平成26年4月1日付で県費負担教職員等から任用する職員でございます。市場小学校長の棚田康夫が学務課長へ、大穴中学校長の向笠真司が保健体育課長へ、小室小学校長の大槻秀一が総合教育センター主幹へ、有秋西小学校長の小澤幸彦が生涯スポーツ課主幹へ、行田中学校長の大月秀夫が青少年センター所長へ任用となります。

次に、8としまして平成26年3月31日付で非常勤一般職を退職する職員でございます。夏見公民館長の前田哲也が退職となります。

最後に、9としまして平成26年4月1日付で非常勤一般職に任用する職員でございます。習志野台第一小学校長の鈴木攻三が夏見公民館長へ任用となります。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、報告第2号について、学務課、報告をお願いいたします。

【学務課長】

報告第2号「職員の任免について」でございます。別冊3、5ページになります。

船橋市立船橋高等学校管理職の任免につきましては、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定により、教育長の臨時代理により決定させていただきましたので、ご報告いたします。

市立船橋高等学校でご尽力いただきました矢代正人教頭は、千葉県立犢橋高等学校へ 転任となります。新たに千葉県立古和釜高等学校より工藤隆教諭が教頭に昇任し、赴任 されます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。 続きまして、報告第3号について、学務課、報告をお願いいたします。

【学務課長】

別冊3、7ページをお願いいたします。続きまして、臨時代理による報告第3号「県 費負担教職員の任免に関する内申について」ご報告申し上げます。別冊3、7ページか ら20ページになります。 平成25年度末の管理職の異動でございますが、校長につきましては、退職者が24名、行政を異動した者が4名、管外へ帰還したものが2名おりましたので、平成26年度は市内に30名の新たな校長が配置できるようになりました。30名の新たな校長のうち、再任の校長は5名、管内他市からの帰還者が2名、管内他市からの新任校長が2名、市内の校長が21名でございます。また、県立高校に1名、校長として配置されました。56歳以下の年齢の新校長につきましては、8名配置することができました。

次に教頭でございますが、退職者が6名、教頭から校長に昇任した者が2名、行政や他市に異動した者が22名おりましたので、平成25年度末は30名の配置が可能となりました。平成25年度末、新たに教頭として異動した者は、新任教頭で市内に24名配置したところでございます。その他、県立高等学校に1名、新任教頭として配置したところでございます。

以上です。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項(1)について、教育総務課、報告をお願いいたします。

【教育総務課長】

報告事項(1)につきましてご説明いたします。

資料といたしましては、別冊の1としまして、船橋の教育、教育振興基本計画の後期 計画(案)ということで、厚いとじ込みの資料がございます。あと参考資料といたしま して、同じくその参考となる資料をお配りしてございます。

船橋市教育委員会では、平成22年に船橋の教育のあり方を示す中長期の教育計画、「船橋の教育」(教育振興ビジョン及び教育振興基本計画)を策定いたしました。教育振興ビジョンは10年間を見据えた教育の姿を示しておりますが、教育振興基本計画は前期5年、後期5年を見通しして推進するため、平成26年度末をもって前期が終了し、27年度から後期がスタートいたします。

後期のスタートに先立ちまして、前期4年目を迎えた今年度に後期の教育振興基本計画の作成準備を始めました。庁内のプロジェクトチームが中心になって、施策に係る事務事業を見直し、現状と課題、具体的な事業内容について、各課・各部署から原案を取りまとめ、お手元の別冊1に編集いたしました。

まだ各課から提出を受けた段階のものであり、今後、各部・各課のすり合わせ等をさらに行ってまいります。委員の皆様には現段階の進捗状況として報告いたします。今後は参考資料にある計画に基づき、市民公募委員の選考、策定委員会の立ち上げを行い、

4つの専門部会に分かれて詳細な検討を進め、策定を行ってまいります。 以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

以前にこれをつくるときにも少しかかわりましたが、部署間の検討会について、大変ご努力されて、いろんな部署で積み上げていっておられると思うんですけれども、大体どんな組織で、どういうところからどう積み上がって検討されているか教えていただければと思います。もうちょっと具体的に。

【教育総務課長】

現在のところは、この1年をかけまして、各課の行っている事業の現状と課題をまず 担当課から出していただきました。それについて、この事業を今後どうしようかという、 事務局レベルでの検討を終えたところがこの別冊1のものでございます。各課の課長補 佐クラスを中心に現在の事務事業を検討してまいりました。

以上でございます。

【鎌田委員】

そうすると、横断的なところで出てくるようないろいろな課題もあると思うんですけれども、そういうところも一緒に見直されるとか、そこは気づいたところを意見交換できるとか、そういう状況にあるという理解でよろしいんでしょうか。

【教育総務課長】

おっしゃるように、横断的に各課またがる業務も多くなってまいりましたので、その 都度集まった中で今後どうしようかという内容について検討してまいりました。 以上でございます。

【鎌田委員】

大変よい試みだと思います。ぜひ続けてくださるようお願いいたします。 以上です。

【委員長】

そのほか何かご意見、ご質問ございますか。

【石坂委員長職務代理】

参考資料の5ページからの計画、これは特に重点的に取り組みたい事項であるとか、 毎年、各事業の点検を行っていますけれども、それで進捗が悪いとか、何か理由があっ てここに並んでいますか。

【教育総務課長】

これまでは事務局内から出された現状と課題に基づいて計画を立てています。今後は 外部の意見を取り入れ、点検評価の結果も参考にし、市長の公約にかかる施策も織り交 ぜながら、策定委員会の中でももんでいただきたいと思っております。

【委員長】

よろしいですか。そのほか何かご意見、ご質問ございますか。

【鎌田委員】

平成25年6月24日の第2期教育振興基本計画の4つの方向性を踏まえての体系化を精査というような前期基本計画からの変更点ということなんですが、この辺はどこを見れば明確にわかるでしょうか。基本計画を踏まえた体系の見直し、場所がよくわからないので教えていただければと思うんですが。

【委員長】

別冊1の4枚目で。

【鎌田委員】

特に国の基本計画が変わったことを受けて、船橋の教育を見直すというようなことな んだと思うんですけれども、ここがどういうふうな体系に整理されたのかなという質問 です。

【教育総務課長】

国の基本計画で4つの基本方向性が示されたというのは、ここに記してあるとおりでございまして、これをもとに事業の廃止・統合・再編とか新規事業について考察を加えまして、参考資料の今後の新規計画案にございますように、国の主な取り組み項目の中にそれぞれを分類して組み入れて今後は検討していくと、そういったことでございます。

【鎌田委員】

こういうような上位計画が新たに作成されたり変更されたり、方向性が示されたりと

いうようなところを経て、基本的に各市町村というか、船橋市の現在の体系を必ず見直すということではなく、特性を生かした部分は説明がつけば変えなくてもいいというケースもあると思うんですが、やはり国の体系に沿ったものにがらっと組みかえるという方向になるものなんでしょうか。それとも船橋の体系はこうなっているから、それはこういうふうに国の体系にもタッチするよというような対応ができていればいいよという見方もできると思うんですが、そこは市の特性を生かすのか、国のフレームに完全に沿うのか。どっちもメリット、デメリットがあると思うんです。いかがでしょうか。

【教育総務課長】

もちろん2つの考え方があると思いますが、今のところ、船橋の独自性というか特性 を生かした方向でと考えてはおります。

以上でございます。

【委員長】

よろしいですか。今、国の方向性に従いながらって、準じながら船橋市で独自性を出 すということですか。それに逸脱しない範囲で船橋の独自性を出すという。

【教育総務課長】

おっしゃるとおりでございます。

【委員長】

よろしいですか。

【鎌田委員】

この体系の、今までのフレームがどうで、今後国のフレームに少し組みかえながら、 船橋の特性が見られるようなものがどこかというのが、どこかにあるとわかりやすいか もしれません。今ぜひ見たいということではなくて、意見です。

【委員長】

そのほか何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項(2)及び報告事項(3)について、指導課、報告を お願いいたします。

【指導課主幹】

報告事項(2)暗唱のすすめについてご報告申し上げます。資料は本冊資料の23ページから94ページをご覧ください。

このたび大変好評を得ております「いいかんじ」に続きまして、学校でも家庭でも子供たちが音読、暗唱に取り組めるよう、「暗唱のすすめ」というものを作成いたしました。お手元に印刷したものを用意いたしましたので、ご覧ください。

小中学校ともに古典に親しむ態度を育成するという学習指導要領の改訂の趣旨を受けまして、古文、漢文、和歌、俳句、百人一首、近代文学の冒頭部分や唱歌等をまとめたものでございます。これは紙ベースですが、市役所のこどもホームページ上では、見たいページにアクセスいたしますと、音声が出て読み上げてくれるようになっております。目からも耳からも名文に触れられ、暗唱できるようになっております。

作成に当たりましては、学校教育部長を会長に、中学校の校長、小中学校の教員15 人で組織されております船橋市国語力向上推進委員会で内容について吟味・選定し、今 回は録音を県立船橋高校の放送委員会、こちらは平成25年に全国大会に出場している 団体でございます。それから、市立船橋高校の吹奏楽部、こちらは唱歌の部分の演奏と 歌をお願いいたしまして、2年がかりで作成いたしたものでございます。

きょうは音声の一部をこちらに持ってきておりますので、せっかくですので、ちょっとお時間をいただいてお聞きいただければと思います。はじめはいろはうたです。

(音声再生)

【指導課主幹】

続いて、百人一首から。

(音声再生)

【指導課主幹】

夏目漱石の「草枕」の冒頭です。

(音声再生)

【指導課主幹】

最後、市立高校の吹奏楽部の合唱。

(音声再生)

【指導課主幹】

ありがとうございました。このようなものにホームページでアクセスできます。今後 の広報活動といたしましては、「広報ふなばし」4月15日号へ掲載を予定しておりま す。広く市民の皆様にお知らせしたいと考えております。

また、各学校へポスターを新年度に配付いたします。こちらのポスターにつきまして も、市立船橋高校の文芸同好会の生徒さんに協力していただき作成したものでございま す。こういったものを使いまして、学校や各家庭で活用していただきたいというふうに 考えております。

暗唱のすすめについては以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

【教育長】

これもう追加はできない。

【指導課主幹】

ホームページで構成しているものでございますので、今後大きなまとまった追加という計画はまだ立ってないのですけれども、部分的に国語力向上推進委員会の中で追加することは可能でございます。

【教育長】

お願いしたいのがあります。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

ホームページ上で公開するということですね。

【指導課主幹】

はい。

【鎌田委員】

特にアクセス制限とかというのはかかっていないということなんでしょうか。

【指導課主幹】

市役所のこどもホームページ上に掲載いたしますので、どこからでも使えます。

【鎌田委員】

例えば、全国の船橋出身の人たちが見たときに、いろんな励ましの感想とかって、そ ういうようなレスポンスとかを受けられるようなものがあるんですか。

【指導課主幹】

市役所のホームページの構成の中で、メールフォームがございますので、そちらでお 受けすることができるかなと思っております。現在公開している「いいかんじ」につき ましても、利用者の方からの反響とか、それからちょっとこれは誤りではないかという 指摘などをメールを通して受けているところもございますので、そういったレスポンス を受ける仕組みの中で受け取っていきたいというふうに思います。

【委員長】

そのほか何かございますか。

【石坂委員長職務代理】

国語力向上推進委員会の皆様のすばらしいアイデアでありがとうございます。こういった感じだったら、小さいお子さんから大人の方まで年齢に関係なく親しめますし、耳から入ることでちょっと深いところ、本を読んでみようかなとか、そういうところにもつながると思うんで、かなりすばらしいことだと思うので、ぜひPRをよろしくお願いします。

【指導課主幹】

ありがとうございます。

【委員長】

そのほか。

【鎌田委員】

関連してなんですが、学校教育と家庭教育と社会教育、特に生涯学習とか、公民館での学習とか、そういうようなつなぐツールとして利用できるととてもいいと思いました。 以上です。

【委員長】

そのほか。他市ではこういうふうな試みはございますか。

【指導課主幹】

この暗唱のすすめについては、このようなまとまった作品についてはほかでは見てございません。新しい取り組みというふうに思っております。

【委員長】

大変すばらしい、「いいかんじ」もそうなんですけれども、こういう根本的なものが きっといじめや何か、そういうのの本当の解決というか、そういう一つの方法になるか なと思いました。ぜひ進めていっていただきたいと思います。

【教育長】

冊子で出している市はあると思うんです、過去にね。子供に読ませたい本の、冒頭とか、詩とか。松戸かな、柏かな、どこかが冊子にはしています。

【委員長】

だけど市でやっているというところは、めずらしいのではないか。

【教育長】

そうですよね。

【委員長】

よろしいですか。

続きまして、報告事項(3)についてお願いいたします。

【指導課主幹】

報告事項(3)スクールカウンセラーの志願状況についてご報告申し上げます。資料は別冊2の15ページをご覧ください。

いじめや不登校、教員のメンタルヘルス等、学校における教育相談を充実させ、児童や保護者が安心して悩みや心配事を相談できる体制づくりのために、全小学校54校にスクールカウンセラーを配置します。3月1日から20日まで募集したところ、3、志願状況の表に示したとおり、128人から応募がありました。臨床心理士と大学教員が83人、臨床心理士に準ずる資格の方が41人でした。募集の条件に合わない方3人は書類選考で不合格とし、1名が辞退しております。

年齢構成につきましては、20代、30代が66名、40代、50代が46名、60 代以上が16名という状況でございました。

【教育長】

もう一度ちょっと言ってください。

【指導課主幹】

20代から30代が66名、40代、50代が46名、60代以上が16名。

【教育長】

ありがとうございます。

【指導課主幹】

今後の日程は資料の5、6のとおりで、5月中旬以降の配置を予定しております。おかげさまで100%配置が実現できる見込みでございます。配置前には全小学校の管理職を対象に説明会を実施しまして、スクールカウンセラーの運用や活用について遺漏のないよう進めてまいります。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいまの報告事項について何かご意見、ご質問ございますか。

【鎌田委員】

すみません、こういう数字を得るために、相当広報・宣伝活動をされた結果として、 こういうような数値が得られたということなんでしょうか。

【指導課主幹】

26年度の新規事業でございましたものですから、新年度予算ということになるのですけれども、議会のご理解もいただきまして、3月1日から先行して募集を開始することにしていただきました。

それからまた雇用の条件につきましては、全国の資格者の募集等の状況や、県のスクールカウンセラーの状況等に合わせた待遇をもって募集をいたしました。PRについては市のホームページをはじめ、各県の臨床心理士協会というようなところにも情報提供をいたしまして、募集をしたところでございます。全校配置分、応募があるかどうか心配したところですが、結果としては大変よい、うれしい状況でございます。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

【鎌田委員】

各年代ごとのご紹介をいただきまして、大変バランスもいいかなと思いますが、お住まいの地域は大体千葉県ご出身というような形になりますか。そうでもないですか。

【指導課主幹】

県内はもちろん多いですけれども、東京都、それから埼玉県など、近隣県の方もいらっしゃるようでございます。ただいま細かい数値については持ってございません。

【委員長】

そのほか何かご質問ございますか。よろしいですか。

続きまして、報告事項(4)及び報告事項(5)について、保健体育課、報告をお願いたします。

【保健体育課長補佐】

報告事項(4)の平成25年度市内小・中・特別支援・高等学校のインフルエンザ、 麻しん、感染性胃腸炎の発生状況について説明いたします。本冊の95ページをご覧く ださい。

はじめにインフルエンザですが、小学校では報告学校数が50校で、昨年度と比較しますと約1.5倍でございました。学級閉鎖を実施しました学校は48校で、昨年の約1.5倍です。学級閉鎖を行った学級数は延べ211学級で、昨年の約3倍となり、小学校におきましては昨年度より流行したことがうかがえます。

次に中学校ですが、昨年度は学級閉鎖が1校1学級だったのに対しまして、今年度は学級閉鎖が6校6学級と少し増えています。学年閉鎖は昨年度4校17学級から、今年度はゼロでした。また日課変更実施も昨年度の8校40学級が今年度8校17学級と少なくなっております。

特別支援学校、高等学校におきましては、学級閉鎖等はありませんでした。 次のページをご覧ください。

麻しんにつきましては、昨年度同様、今年度も発生しておりません。

感染性胃腸炎につきましては、小学校で5校99名の報告があり、昨年度に次ぐ流行となりました。

以上でございます。

【児童生徒防犯安全対策室長】

委員長、引き続き報告事項(5)をご説明します。

【委員長】

報告事項(5)をお願いします。

【児童生徒防犯安全対策室長】

児童生徒防犯安全対策室でございます。資料、報告事項の本冊 9 7 ページをごらんください。 9 7 、 9 8 ページです。

平成25年5月9日午後5時40分ごろ、船橋市西船5丁目の国道14号線の横断歩道で、葛飾小学校2年生、女子児童が左方向から来た乗用車にはねられ死亡するという痛ましい交通事故がありました。事故後、船橋警察署、市道路管理者、教育委員会、葛飾小学校では、再発防止のために交通安全対策を協議するとともに、PTA、地域の方からご意見を伺いました。

現場調査の際には、石坂委員におかれましては地元ということで、お忙しいところご 参加いただきました。ありがとうございます。その結果、校長から事故現場の横断歩道 に信号機を設置する旨の要望書を船橋警察署長に提出いたしました。

その後、平成26年2月17日月曜日午後3時から信号機が設置され、稼働開始いたしました。この信号機は押しボタン式信号機ですが、朝の通勤時間帯だけは中山競馬場入り口に設置されている信号機と連動いたします。また、葛飾小学校では従来、中山競馬場入り口の信号機に設置されている横断歩道を通学路として使用していましたが、より安全な今回の信号機が設置された横断歩道を通学路として使用するように変更いたしました。

今後も、警察署、道路管理者と連携を図りながら、児童生徒の交通事故防止並びに通 学路の安全確保に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

流行性の疾患ですけれども、こういうような学級閉鎖とか学校閉鎖とかというような、おおよその傾向ですが、地域地区の傾向とか、例えば市街地部分は多いとか、ちょっと 田園部は少ないとか、そういうような傾向というのはあるんでしょうか、わかりました ら教えてください。

【保健体育課長補佐】

今年度は1月に入ってから学級閉鎖等が始まったわけですけれども、特に地域による、 この地域は多いとかここは少ないとかという傾向は今のところ意識していないところで ございます。

【鎌田委員】

例えばご両親お勤めのお子さんが多くて、そうすると発熱状況を見過ごしちゃうとか、 そういうような傾向が地域別に発生しやすいとかということはないんでしょうか。

【保健体育課長補佐】

詳しいそういった調査はかけておりませんけれども、地域によってここが多いとか少ないとかという傾向はございません。

【委員長】

よろしいですか。インフルエンザも一応規則、解熱後何日とかって決まっているんだけれども、やっぱり共稼ぎの方はもう行っちゃうということで、私が診療していても、ちょっとこれでは蔓延するんじゃないか、蔓延というか、移しちゃうんじゃないかという人も行っている家庭も実際はあるみたいですよね。やっぱりそういうところも少しあるところはインフルエンザがはやりそうだという気はいたしましたけれども。

【石坂委員長職務代理】

インフルエンザも感染性胃腸炎もですけれども、学級閉鎖期間が1日間、2日間、何学級と書いてありますけれども、1日ぐらいの学級閉鎖で流行が防げるのかなと、ちょっと疑問なんですけれども。

【保健体育課長補佐】

クラス等、インフルエンザで欠席が多くなってきたときに、その閉鎖をするという判断が学校医の先生を含めまして、校長先生、ご相談しまして決めるわけですけれども、大体3日、2日。手元に統計出してないんですが、大体そのくらいは閉鎖をかけております。例えば土日休みで金曜日から日曜日までという、休日になりますけれども、そういった閉鎖が時々ございます。

【教育長】

1日とか2日いうのは、土日が入っているときですよね。

【委員長】

規則として、何人休んだらばってありますね。それからあと解熱後何日という規則と かそういうのはあるんで、それはもう型のごとく当てはめてやるしかないんじゃないか なと思うんですけれども。解熱後何日というの、それよりも以内に出てきちゃう人がい るのがやっぱり問題なのかもしれません。

そのほか石坂委員、報告事項(5)について。

【石坂委員長職務代理】

報告事項(5)のほうですけれども、葛小の通学路の。以前は通学路ではなかったんですけれども、そこに信号機がつきまして、事故から私はすごくたっての設置だったなと思ったんですけれども、警察の関係の方とか、市の道路課の方ですとか、教育委員会の皆さんもですけれども、ご尽力いただいて、相当早くついたということでありがとうございます。

決して信号がついたからといって、ここが安全になるんだというわけではないので、 亡くなったお子さんがいらっしゃったということを常に意識して、学校の校長先生をは じめ、地域の方もここに立って指導してくださっていますので、とにかく本人、子供た ちも十分に自発的に注意するように、しっかりお話ししていただきたいと思います。二 度と起こらないようにしていただきたいと思います。

【委員長】

ありがとうございました。そのほか何かご意見、ご質問ございますか。

ちょっと報告事項 (4) と外れるんですけれども、一時、一時って今もそうですけれども、先天性風疹症候群の子供の誕生が非常に今もまだあったということで問題になっているんですけれども。そのときの感染源が若い男の人、あとはちょうど抗体価が、力価が余りないときやった女の人もそうなんですけれども。学校の先生とか、それからあと教育委員会の中の方も、そういうのに該当する方が結構いるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺は調べるとか、もし自信なかったら予防接種を受けるとか、そういう指導や何かはしているんですか。風疹とか麻しんとか。

【保健体育課長補佐】

各学校へは、麻しん風疹の第2期の予防接種における未接種者に対する積極的な接種の勧奨をするように、また、児童生徒及び教職員の麻しんの免疫状態を把握するように通知しております。

【委員長】

企業によっては結構そういうふうに、20から30、40ぐらいまでの人にやりなさいというような動きが出ているみたいですね。

【指導課主幹】

大学生の教育実習生を学校で迎える窓口を指導課で担当しておりますけれども、その

教育実習を受け入れるときにも、麻しん等の予防接種、それから結核等の検査について は書類を出していただいております。

【篠田委員】

葛飾小学校のお子さんの事故のことなんですけれども、事故があってこの信号機ついたんですけれども、いま一度通学路というか、通学路じゃなくてもそういう危険性があるところ。小学校54校あるわけですから、そういうところがなきにしもあらずで、現場のほうもお忙しいんでしょうけれども、いま一度、通学路だけじゃなくて、子供たちが学校を終わってから通りそうな危険箇所みたいなところ。地元の方たちともう一回見直すことも頭に入れていただければなと。事故が起こる前に普通のところも点検が必要なんじゃないかと思いますので、できましたらお願いしたいと思います。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

【鎌田委員】

前に公民館に不審者みたいのが出たよなんていう「ひやりハッと」というのがありましたが、ああいうようなこういう道路でのヒヤリとしたなんていうのはわかるといいかもしれませんし、私の勤務先の大学に交通安全工学を専門とする先生がいまして、道路形状であるとか、通過交通量であるとか、時間帯のそういう細かい分析をしていくと、大体交通事故発生予測というのができる場所がありまして、鎌ケ谷市なんかはそういうのを住民参加で一緒にやっているというのも聞いていますので、そういうような観点。

警察も多分その辺の情報をお持ちだと思いますので、起こってからじゃなくて、篠田 委員おっしゃるように、事前に予防できる工学的発想もございますので、活用されたら いかがでしょうか。

【児童生徒防犯安全対策室長】

今の通学路の点検についてちょっと説明させていただきます。

実は一昨年、市内の通学路の緊急合同点検というのがございまして、警察、道路管理者、市、教育委員会、学校、PTA、合同で市内の通学路の危険箇所を点検いたしました。そうしまして、危険箇所168カ所が出されまして、そのうち平成25年度末まで143カ所の危険箇所の安全対策が完了しました。平成26年度中、残りの24カ所、さらに27年度中は用地買収があります関係で1カ所予定しております。

以上でございます。

【委員長】

わかりました。今、鎌田委員言われたのは、それに交通工学みたいな専門家も入れる ともっと、また別の目から見られるかなという意見だと思いますけれども、よろしくお 願いいたします。

そのほか何かございますか。

続きまして、報告事項(6)について、総合教育センター、お願いいたします。

【総合教育センター所長】

報告事項(6)第49回教育研究論文についてご報告いたします。本冊99ページを ご覧ください。

教育研究論文の事業は、教職員の自主的な教育研究及び教育実践を奨励することにより、本市教育の充実・発展に寄与することを目的としております。本事業は昭和40年から実施しており、今年度で49回目となります。

過日、2月17日に松本教育長、審査委員長の日本女子大学教授、坂田仰先生をはじめ、関係者の方々にご出席をいただき、表彰式を行いました。審査結果につきましては 資料のとおりでございます。

今年度は19名の教職員から応募がありました。論文の内容といたしましては、各教 科を中心に、学習評価や健康教育など多岐にわたっております。

近年の応募者の傾向といたしましては、若年層教員の増加が見られ、今年度の応募者も経験年数10年未満の教員が12名、このうち3名が上位入賞を果たしております。 今後この研究成果が各学校での新たな実践や研究の貴重な資料として活用されるよう、 教育研究論文集として各学校へ配付するとともに、県内外の教育関係機関にも送付する 予定にしております。

報告は以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

大学の教員ですと、こういう研究論文をいっぱい書くのが仕事の一つなんですけれども、やはり小中学校中心の先生方ですと大変忙しい現場の中でこの賞というのは本当に頭が下がるところですけれども、こういうようなことを忙しい中でもまとめていく、また次の人たちがこれを見て役立てるって大変重要なことだと思いますが、先ほどいろんな教員の自己評価等ございましたが、どこかにこういうのというのは評価のポイントとなりますか、こういう一生懸命やる人たちを励ますような制度や仕組みというのはある

んでしょうか。

【指導課主幹】

この論文の受賞そのものがということとはちょっと離れるかもしれませんけれども、こういったすぐれた実践をしている教員を県教育委員会のほうへ推薦をしまして、県の教育奨励賞という賞を受賞する先生もいらっしゃいます。またさらにそういった先生の中から、文部科学省へ推薦がありまして、文部科学大臣優秀教職員表彰という制度もございまして、そういったものにつながっていく取り組みであると認識しております。以上です。

【鎌田委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員長】

そのほか何かご意見、ご質問ございますか。

【石坂委員長職務代理】

教育研究論文、冊子になったものをいただいているので読ませていただくんですけれども、各学校もぜひ子供たちやご家庭に校長先生から何か知らせていただけると、その先生に対して尊敬であったり、そういった感情といいますか、気持ちも出てくると思うので。どうなんですか。実際なかなか校長先生から、この先生がこんな研究してこんな賞をとったんだよという知らせは私は今までは聞いたことないので、ぜひそういう形でお知らせいただければと思います。

【総合教育センター所長】

「まなびの風」には載せて、全家庭にお知らせしているところでございます。

【委員長】

よろしいですか。

【鎌田委員】

つい大学と比べてしまうんですが、大学なんかですと逆に教育の実践的な部分というのは大変評価しにくい状況で、教育そのものの評価はあるのかもしれませんが、クラブ活動の指導であるとか、正規の科目以外のところのご指導で、論文という形ではなくて、何か実績を自分でまとめられて、こういう指導をして、こういうような成果を上げて。それは音楽でも体育でも演劇でもいろんな形があると思うんですけれども、そういうよ

うな本来の教育の部分、こういう研究的なまとめというところに載ってこないような表 彰制度みたいなのはあるんでしょうか。

【総合教育センター所長】

この教育研究論文については、教育実践も受け付けておりますので、この中であわせて評価してまいりたいと思います。

【鎌田委員】

すみません。見るとまだそこの部分がないような。どうしても論文的なまとめがお上 手な方は出しやすいんだけれども、もう少し書式が簡単になっていて、またそういうの は第三の方が推薦もできてみたいのがあると、光が当たっていいかなというふうに思い ました。

【教育長】

今、指導課の主幹が言っていたんですけれども、教育奨励賞なんかは部活動で活躍している先生も推薦できるので、そういうところで。

【委員長】

あるんですか。

【教育長】

はい、あるんです。今年度何人だった。

【総合教育センター所長】

7人です。

【鎌田委員】

これとはまた別枠になってるんですね。

【教育長】

別なんです、全然。いろいろな分野で活躍している人を推薦している。

【委員長】

よろしいですか。

続きまして、報告事項(7)について、社会教育課、報告をお願いいたします。

【社会教育課長】

報告事項(7)第二次船橋市子供の読書活動推進計画についてご説明いたします。資料は本冊の101ページから157ページまでになります。

本計画につきましては、平成25年7月の定例会において、第二次計画の策定の背景や章立て、スケジュール等についてご説明申し上げまして、次の11月の定例会においては第二次計画の概要と素案についてご説明申し上げたところでございます。その後、平成25年12月18日から平成26年1月22日までパブリックコメントを実施いたしまして、3名の方から21件のご意見、ご質問等をお受けしたところです。お寄せいただいた21件のパブリックコメントにつきましては、103ページから105ページまで記載してございます。

こちら、パブリックコメントにつきましては全体としては特に計画の変更や計画本体に影響を及ぼすというようなご意見ではございませんでしたが、アンケート集計結果の記載方法でありますとか、地域文庫の確認やマップづくりなどについてのご意見を寄せられておりました。

この中でも「子供」のまぜ書き表記につきましては、文科省の考え方と違うので、漢字表記に改めるべきだろうというご指摘をいただきまして、これを受けまして庁内で検討した結果、文部科学省内においても内閣府訓令を受けてまぜ書き表記を改め、漢字表記といたしていることを受けまして、学校教育部においても既に漢字表記に統一するということでございますので、私どものほうでも今回、法令や計画の名称などの固有名詞以外は除いて、まぜ書き表記を改め、漢字表記とする計画書にいたしました。

パブリックコメントの意見並びに修正点を、子供の読書活動推進会議にお諮りした上で、市長・議長に報告を申し上げ、平成26年4月1日から本計画を施行することといたします。

なお、今後の計画の実施につきましては、156ページにあります子供の読書活動推 進会議におきまして進行管理を行っていく予定でございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

どこかに書かれているのかもしれませんが、最近は国際化とかグローバル人材の養成とかという意味で考えると、子供についても簡単な英語版とか、外国、帰国子女なんていうのもいるかもしれないときに、そういう外国語の、主に簡単な英語でしょうが、そういうようなものもこういう読書というのに該当するんでしょうか。それともそれというのは英語教育ということで分けられているんでしょうか。

【社会教育課長】

特にその部分について計画の中に正確に位置づけて盛り込んだというところはないのですが、全体の子供の読書活動の中で、学校教育も含めてそういった方々にも読書の楽しさとかそういったものを理解を図っていかなくちゃいけないなというふうには考えております。

【委員長】

よろしいですか。そのほか。

【石坂委員長職務代理】

パブリックコメントの中にあったんですが、104ページの意見番号が2-8で、「小・中のアンケートを対象としているようですが、高校生の状況はどのように把握するとともに事業を実施するのでしょうか。」とあったんですけれども、この高校生のデータはなかったですね。今回の事業には。

【社会教育課長】

市立船橋高等学校の現状、高等学校の蔵書数であるとか貸し出し冊数の推移を確認しております。ページは132ページになります。

その中の各施設における貸出数の推移表の欄外に、参考としまして、その前の一番上の蔵書の推移も同じように載せさせていただいております。子供の読書活動ということなので、子供をどこまで捉えるかということを内部で検討しました。実際、子供というと高校生まで入りますので、今計画の中でも子供というところでいけば、高校生まできちんと位置づけてやるべきだろうというご意見もありました。しかし、特に義務教育の中で中学生の読書離れ、まずここをこの計画の中できちっと取り入れて、それを逆に高校まで結びつけていければいいなということで、まずは小・中学生、特に中学生の読書離れをくい止め、読書活動を推進していこうというような計画づくりにいたしました。以上です。

【石坂委員長職務代理】

わかりました。高校生の、市船の蔵書数と貸し出し数はわかりますけれども、高校生の実態というか、それはちょっとここではわからないんですけれども。

それと今、小川課長さんが言われたように、私も全く同感でありまして、ここ近年の 状況、近年というか、もう昔からですかね、やっぱり学年が上がるにつれて、特に中学 生には読書離れが顕著で、それが特に現代ではスマホの利用者も多いので、ますます離 れていってしまうんじゃないかと。スマホで読むというのも読書なのかもしれないんで すけれども、割とどのお子さんも小さいころから本に親しむようにはしていて、行政もいろいろ支援をしてくださって。それがだんだんと中学生ぐらいになってくると、なかなかどうしたらいいものかというのがまずあるんじゃないかと。今回の計画も、特に中学生に向けてというところに私は気がつかなかったんですが、どの辺にそのことを書いてありますか。

【社会教育課長】

例えば127ページが今回第二次計画で特に目玉としているところなんですが、家庭・地域・学校等の連携・協力ということで、ブックスタート事業から始まって、そこから幼児期、就学時前の子供の読書が、親子と読み聞かせとか、そういうところを経て、小学校・中学校に入って学校図書館での利用、その後、高校へとつながっていくわけなんですが、そういったところの有機的なつながりが全くないんじゃないかというところで、そういった意味ではそういった連携を図ることによって、相互にいいところを取り入れながら、お互いに協力し合って読書活動を推進していく。特に学校については公共図書館の連携・協力というのが必ず必要になってきますので、そういったところを深めながら進めていきたい。

今回、市長の公約にもありますような、学校図書館の100%配架ということは、26年度の予算で盛り込まれておりますので、さらにそういった配架された本をうまく利用できるような形で図書館のほうでも協力していければいいなと思っています。

あと中学生の読書離れということなんですが、今回、中学生のアンケート調査を行いましたところ、その中では読みたい本は自分で買うということがすごく多かった。また、家にある本を読むとか、そういったことも多くて、逆に公共図書館であるとか学校図書館を利用するというのが少なくなっているというのがアンケート調査で見受けられましたので、そういったところも参考に、中学生が興味を示すような読書の配架もできればいいなというふうに思っています。

以上です。

【委員長】

よろしいですか。

【石坂委員長職務代理】

学校の図書室とか図書館を利用しない、その他でも利用しない人が6割いて、その数は増えているという結果もありますので、ちょっと私も知恵がありませんけれども、何か読書離れを食いとめるようお願いいたします。

【指導課主幹】

先ほど「暗唱のすすめ」に取り組んでまいりました国語力向上推進委員会なんですけれども、平成26年度の重点といたしましては、読書活動と国語の授業の結びつきを重視しました授業の改善のためのアイデア、資料等作成していくこととしておりますので、そういった面からも小学生、中学生の読書活動を国語の授業の面から推進していこうという取り組みもございますので、申し添えたいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。ほかによろしいですか。

今の意見、まさに「暗唱のすすめ」みたいなのを少し読書活動の中にうたってもいい のかなと思います。

【鎌田委員】

すみません、ちょっと横断的な質問になってしまうんですけれども、前に出てきました教育振興基本計画の4本の柱でございましたが、この中に社会を生き抜く力と、未来の飛躍を実現する人材と、きずなづくりとコミュニティーと学びのセーフティーネット、4つ柱が前のところですが、こういう中で、例えば先ほどの「暗唱のすすめ」、大変感心しましたし、今の読書活動、これだけしっかりした計画をつくられて、船橋は大変こういうことに力を入れていると思うんですね。

そういうようなときに、国が制度変更に沿って、方針を一新させるというよりは、例えばそういう「暗唱のすすめ」や読書活動の推進が学びのセーフティーネットとして底上げというような位置づけと考えるのか、社会教育として、こういう読書活動を推進しようと、みんなで暗唱大会をやろうというようなことをやっていくと、きずなづくりやコミュニティ形成にもつながるし、それからやはり子供たちの生き抜く力、ひょっとしたら生涯学習として高齢者の生き抜く力にもなるかもしれない。そういう、船橋のすばらしい特性が生かせるような、しっかりとした解釈というか、考えを持っていただくと、船橋のしっかりした施策の柱が立つような気がしますので、その辺も考えていただけたらと思います。意見です。

【委員長】

そうですね。やっぱり一つ一つが並列しているんじゃなくて、一つ一つがみんな関連して一つの柱としてしっかりしていくことが一番いいかなという感じはしましたね。 よろしいですか。

続きまして、報告事項(8)について、市民文化ホール・市民創造館長、報告をお願いたします。

【市民文化ホール・市民文化創造館長】

報告事項 (8)、資料、本冊の159ページから162ページ、最後のページから2 枚になります。

内容は、平成25年度の事業報告と次年度に向けての企画コンセプトをどう考えたか ということについてご報告をさせていただきたいと思います。

資料のほう、前後して申しわけございません。まず161ページの事業報告からさせていただきたいと思います。

今年度は開館35周年の年ということで、企画コンセプトを「原点回帰」~市民と共に歩む~と設定し、2点に重点を置いて事業を行いました。

まず1点目は、当ホールの存在価値をあらわすモットー、みんなのステージを意識した市民参加事業と、2点目として都内まで出かけなくても一流のアーティストや芸術に触れることができる点に力を置いて実施した点でございます。特にみんなのステージの実践として行った市民参加企画は、17事業中、公演が6本、ワークショップが3本、計9本をプロと共演し、参加者からは貴重な体験だったとの声が聞かれました。

事業実績といたしましては、18事業で2万2,790人の集客があり、そのうち資料161ページの一番下のシネマクラブを除いて、一般的に事業と言われる単発の17事業の実績は1万902人、昨年も同じく17事業が8,795人だったことを考えますと、2,107人の増、約2割の増となりました。観客動員数増加には、野村萬斎さんや立川志の輔さんなど、テレビでおなじみの顔ぶれの公演が5事業は完売です。また、1本はあともう一息で完売ということもありまして、5事業がほぼ完売というふうになっております。また、毎年苦戦をするクラシックも、通常6割から7割入れば成功と言われておりますが、4本中2本は700人を超えたことが大きな要因と考えられます。

ただ、まだまだPR不足は否めないことから、26年度事業の市民参加企画を広報課を通して現在JCNで今まで以上に取り上げていただけるように交渉をしているところでございます。

次に、一番最後のページ、162ページをごらんください。

こちらはきららホールですが、こちらも同じく10周年の記念の年を迎え、昨年より17%増の4,751人の入場者をお迎えすることができました。今回はこちらもトップアーティストを迎えたこともありまして、9事業中5本が完売、竹下景子さんに来ていただいた「ジョルジュ」という朗読劇もほぼ完売目前だったことを合わせると、6本が完売ペースで終了でき、大変うれしい結果となっております。

今年度は2館とも多くのお客様にお越しいただいたことも大きな収穫でしたが、それ以上に私たちは収穫だったと思っているのは、指導課や学校現場の校長先生、顧問の先生のご協力を得まして、多くの小・中学生並びに文化団体の方がプロと共演し、一流のアーチストを身近に感じ、感動してくれたことで、心に足跡を残すことができたのではないかということが大変うれしく意味のあることだったと考えております。

平成24年に施行されました劇場法と言われる、こういうホールの個別法と言われて

おりますが、その個別法の劇場法の中には学校教育と連携して子供たちへの文化の享受 というのは、地方公共団体の役割というふうにうたわれておりますので、今後も連携を 図って実施していきたいと考えております。

次に、ちょっと戻っていただいて159ページの上のほうを、表の一番上のほうをごらんいただきたいと思います。次に、25年度の企画を続けることに意味があるんですけれども、その続けていくコンセプトといたしまして、26年のテーマ、「継承と発展」~未来に繋ぐ~という企画を決めまして、企画プランを立てております。平成25年度は開館当初の原点を見詰め直し、振り返りの年にいたしましたので、次に平成26年度は新たなスタートを切る年にしたいという意図があります。

文化ホールの活動を通して、未来に向けて人をつなぎ、心をつなぎ、伝統をつなぎ、 まち全体をつないでいきたいという気持ちをこのコンセプトに込めております。ホール の事業は、事業の内容を通じて施設の設置目的、それから目指す理念、方向性を具現化 したものですので、施設の顔となるものです。単なる箱物ではなく、地域の文化振興拠 点という役割を担えるよう、引き続き努力をしてまいります。

以上でございます。ありがとうございました。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして報告事項(9)その他で何か報告したい事項などございました ら、ここで報告をお願いいたします。

【文化課長】

すみません、予定にないところなんですが、平成26年度の新規事業として、市長公 約ということもありました、まちかど音楽ステージの開催が決まりましたので、ご報告 いたします。

まず第1弾として、フェイスビルと京成船橋駅の連絡通路、ここで4月11日金曜日午後5時から8時半まで、毎週開催することにいたしました。4月1日号の広報でここで演奏を希望するストリートミュージシャンや音楽家の方を募集する予定です。後ほど資料をお届けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

【石坂委員長職務代理】

今のまたうれしいお話でしたけれども、先日、3月上旬でしたっけ、夢を育む虹のコンサートもありました。

【教育長】

8日でしたね。

【石坂委員長職務代理】

8日ですか。多分、初めて聞かせていただいたんですけれども、本当にすばらしかったですよね。子供たちの1年間の集大成といいますか、やっぱり積み上げられたものが形になって、本当に自信、皆さんもちろんおありでしょうけれども、その一生懸命さに感動して、いい時間を過ごさせていただきましたけれども、まちかどの音楽広場ですか、こういうところで子供たちが演奏したりすることも考えられますか。

【文化課長】

ここは狭いので、主にストリートミュージシャンを対象にしているんですけれども、 また、ゆくゆくは北口のお祭り広場ですとか、秋の音楽フェスティバルも考えています ので、そういう場所では演奏が可能になると思いますので、いろいろこれから企画を考 えてまいりたいと思います。

【石坂委員長職務代理】

よろしくお願いいたします。

【委員長】

そのほか何か報告したいことはございますか。

それでは、本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時17分閉会